

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度大磯町一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 4 月 18 日提出

大磯町長 池田 東一郎

専 決 処 分 書

令和5年度大磯町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月3日

大磯町長 池田 東一郎

理 由

新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の期間が延長されたことに伴い、その実施に向けた準備を早急に行う必要があるが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

(別紙)

令和5年度大磯町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度大磯町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,748,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,192,757	133,927	1,326,684
914,604	52,189	966,793
273,067	81,738	354,805
10,615,000	133,927	10,748,927

歳出

款	項
4 衛生費	
	1 保健衛生費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,130,132	133,927	1,264,059
278,168	133,927	412,095
10,615,000	133,927	10,748,927